

関係私立幼稚園・認定こども園 設置者 様

大阪府教育庁私学課長

令和 7 年度大阪府私立幼稚園等キンダーカウンセラー事業
補助金交付申請書及び請求書の提出について（通知）

大阪府私立幼稚園等キンダーカウンセラー事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、該当園については、
標記補助金交付申請書を下記のとおり提出してください。

記

1 提出書類

①補助金交付申請書（様式第 1 号、別紙 2、別紙 2－2、別紙 3（※））…各 1 部

※別紙 3 については、1 法人で複数園の申請をする場合のみ作成

②補助金交付請求書（様式第 4 号）…1 部

③別紙補助対象基準の 1－(1)から(5)を満たしていることが確認できる資料（※）…各 1 部

(i) 保護者や地域へ実施を周知するチラシ等

(ii) カウンセラーの氏名、資格、資格取得年月、資格有効期間が確認できる資料

(iii) 事業実施を周知するホームページを印刷したもの、又は事業案内看板（案内紙の園外掲示を含む）の写真

※③については、計画書提出時より内容に変更があった場合のみご提出ください。

実施日を都度周知しており全日程に関するチラシ等を提出できていない場合など、計画書提出時に未提出の資料がある場合は今回必ず御提出ください。

④要件確認申立書（様式第 1 号の 2）…1 部

⑤暴力団等審査情報（様式第 1 号の 3）…1 部

2 提出方法 郵送

3 提出期日 **令和 8 年 2 月 20 日（金）【必着】**

4 提出先 〒540-8570 大阪府中央区大手前 3-1-43 大阪府庁新別館南館 10 階
大阪府教育庁私学課 幼稚園振興グループ

5 補助金額 令和7年度の補助基準額は、実施回数に応じて次のとおりとする。

実施回数	補助基準額
年12回以上	250千円
年24回以上	500千円
年36回以上	750千円
年48回以上	1,000千円

- ・補助率が80%を超える場合は、80%を上限として補助金を交付（1万円未満切捨て）することとする。
- ・補助率 = 補助基準額 ÷ (補助対象経費の合計 - 利用者負担金) × 100

6 留意事項 ～必ずお読みください～

- (1) 補助対象基準については、(別紙)を再度よくお読みください。
- (2) 別添の記入例を参考に、間違いのないようご記入をお願いします。
- (3) **下記に該当する場合は、担当まで速やかにご連絡ください。**
 - ・ 補助率が80%を超える場合
 - ・ 事業計画書の提出後、事情により実施回数に変動した場合
- (4) カウンセリングや教職員向け研修が予定日に実施できなかった場合、必ず代替日に改めて実施してください。なおカウンセリングについて、通常の実施日同様保護者あて周知を行ったうえで、1日6時間以上の実施時間を確保してください。
- (5) 教職員向け研修の実施時間は、保護者向けカウンセリングの実施時間とは別に設定する必要があります。(そのためカウンセリングと研修を同日に実施する場合、カウンセラーは計7時間対応する必要があります。)
- (5) 本事業の対象園は以下のとおりです。
 - ・ 私学助成の交付を受ける私立幼稚園
 - ・ 施設型給付の交付を受ける私立幼稚園及び認定こども園のうち、平成26年度大阪府私立幼稚園キンダーカウンセラー事業補助金の交付を受けた園 (ただし、地域子育て支援拠点事業や公定価格上の子育て支援活動費の対象とした場合(下記参照)を除く)。

認定こども園の公定価格基本分単価には、子育て支援活動費が含まれています。本補助との重複はできませんので御留意ください。

(事例A) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(以下「施行規則」とする)第2条に定める子育て支援事業として、キンダーカウンセラー事業のみを実施している場合。

⇒ 公定価格基本分単価がキンダーカウンセラー事業に充当されるため、本補助の申請はできません。

(事例B) 施行規則第2条に定める子育て支援事業として、キンダーカウンセラー事業以外にも実施している場合。

⇒ 公定価格基本分単価はキンダーカウンセラー事業以外の事業に充当されるため、本補助の申請ができません。